



児童扶養手当・特別児童扶養手当に関する届出はお忘れなく!

児童扶養手当について

児童扶養手当は、子どもが育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童福祉の増進を図るための制度です。

父母の離婚、父または母の死亡等により父または母と生計を同じくしていない場合や、父または母に一定の障害がある場合に支給されます(所得制限があります)。

受給資格のある方へ

「児童扶養手当現況届」の用紙を7月下旬に送付する予定です。この届出は所得額・受給資格等を確認するため毎年提出する必要があります。提出は、窓口において対面方式での手続きが原則ですが、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、郵送での手続きも受け付けます。

なお、提出がない場合、11月分(令和5年1月支給)以降の手当が受けられませんのでご注意ください。

提出期間…8月1日(月)～31日(水)
(土・日・祝日を除く)

特別児童扶養手当について

特別児童扶養手当は、精神または身体に障害を有する20歳未満の児童の福祉増進を図る制度です。

日本国内に住所があり、精神または身体に中度以上の障害を有する児童を監護している父または母、もしくはは父母に代わって児童を養育している方で、県が認定した方に手当が支給されます(所得制限があります)。

受給資格のある方へ

「特別児童扶養手当所得状況届」の用紙を8月12日(金)までに送付する予定です。この届出は所得額・受給資格等を確認するため毎年提出する必要があります。提出は、窓口において対面方式での手続きが原則ですが、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため郵送での手続きも受け付けます。

なお、提出がない場合、8月分(11月支給)以降の手当が受けられませんのでご注意ください。

提出期間…8月12日(金)～9月9日(金)
(土・日・祝日を除く)

* どちらの届出も、本庁舎に限り8月21日(日)は手続きすることができます。

* 新規申請は随時受け付けていますので、詳細はお問い合わせください。

問い合わせ・提出先

子育て支援課 内線2486 / 金木総合支所総合窓口係 内線3131 / 市浦総合支所総合窓口係 内線4066



戦没者等のご遺族の皆さんへ 「第11回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」のお知らせ

令和2年4月1日から請求受付を行っている「第11回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」について、締切が近づいてきましたので、あらためてお知らせします。

特に、第10回特別弔慰金を支給された方(ただし相続人を除く)で、まだ第11回の請求をされていない方は忘れずに請求手続きを行ってください。

請求受付期限…令和5年3月31日(金)

対象となる遺族

戦没者等の死亡当時に生まれていた遺族(配偶者・子・兄弟姉妹・甥姪など)。なお、遺族には親等順およびいくつかの条件によって優先順位が定められており、順位が上の方が優先的に請求する権利があります。同順位の方が複数いる場合は、その中の一人を代表者に決めて請求することとなります。

* 令和2年4月1日の時点でご存命であった遺族は、その後亡くなられても権利を有していますので、子供等が相続人として代わりに請求することができます。

請求の際に必要なもの

▷ 請求者の印鑑(ゴム印は不可)

▷ 請求者の身分証明書

▷ 請求者の戸籍

* 戸籍取得の際には身分証明書が必要です(顔写真付きのもの(免許証など)であれば1つ、写真がないもの(保険証など)であれば2つ必要です)。

▷ (代理人が申請する場合)代理人の身分証明書と請求者の身分証明書の写し、両方が必要です。

▷ 請求者の状況によって、ほかに提出が必要な書類がありますので、その際は個別に説明します。

支給内容…額面25万円(年5万円×5年償還)の記名国債

問い合わせ・請求先

市民課 内線2319 / 金木総合支所総合窓口係 内線3130 / 市浦総合支所総合窓口係 内線4010